

●地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定について

(仮称)市道の構造の技術的基準に関する条例

1. 条例の趣旨

平成23年5月2日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）が公布され、道路法（昭和27年法律第180号）の一部が改正されました。

これに伴い、これまで法令などで全国一律に規定されていた道路の構造の技術的基準について、各地方公共団体の条例で定めることとなりました。

2. 国(政令及び省令)の基準並びに北広島市の考え方

項目	基準の内容																									
	国の基準（参酌すべき基準）	市の考え方																								
路肩	【構造令第8条】 ・路肩の幅員は、道路の区分に応じ、最小で0.5メートル以上とするものとする。	・歩道を整備するほどの歩行者や自転車の交通量がない場合においても、歩行者や自転車の通行スペースの確保のために、路肩の幅員を広げることができることを規定する。																								
堆雪幅	【規定なし】	・市内全域が積雪寒冷地域であることから、道路に除雪による堆雪スペースを設けることを規定する。																								
視距等（進行方向の前方に障害等を認め、衝突しないように制動をかけて停止することができる道路の延長）	【構造令第19条】 ・下表のとおり <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>設計速度</th> <th>視距</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60km/h</td> <td>75m以上</td> </tr> <tr> <td>50km/h</td> <td>55m以上</td> </tr> <tr> <td>40km/h</td> <td>40m以上</td> </tr> <tr> <td>30km/h</td> <td>30m以上</td> </tr> <tr> <td>20km/h</td> <td>20m以上</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度	視距	60km/h	75m以上	50km/h	55m以上	40km/h	40m以上	30km/h	30m以上	20km/h	20m以上	・積雪寒冷地域であることから、氷結した路面での制動停止距離を考慮した視距とすることを規定する。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>設計速度</th> <th>視距</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60km/h</td> <td>100m以上</td> </tr> <tr> <td>50km/h</td> <td>70m以上</td> </tr> <tr> <td>40km/h</td> <td>45m以上</td> </tr> <tr> <td>30km/h</td> <td>30m以上</td> </tr> <tr> <td>20km/h</td> <td>25m以上</td> </tr> </tbody> </table> ※地形の状況等によりやむを得ない場合には、縮小可能とする。	設計速度	視距	60km/h	100m以上	50km/h	70m以上	40km/h	45m以上	30km/h	30m以上	20km/h	25m以上
設計速度	視距																									
60km/h	75m以上																									
50km/h	55m以上																									
40km/h	40m以上																									
30km/h	30m以上																									
20km/h	20m以上																									
設計速度	視距																									
60km/h	100m以上																									
50km/h	70m以上																									
40km/h	45m以上																									
30km/h	30m以上																									
20km/h	25m以上																									
縦断勾配	【積雪寒冷地域の規定なし】	・積雪寒冷地域であることを考慮した縦断勾配を追加規定する。																								
上記以外		国の基準どおり																								

◆ なお、高速自動車国道、自動車専用道、一般国道、道道のみに該当する基準や市道に現存しない施設で将来設置される見込みがない施設の基準については、規定から除外するものとします。

3. これまでの経過及び今後のスケジュール

平成24年7月	第1回庁内検討委員会開催 第1回北広島市法令の規定により条例に委任された道路等の基準等に関する懇談会開催
平成24年8月	第2回庁内検討委員会開催
平成24年9月	第2回北広島市法令の規定により条例に委任された道路等の基準等に関する懇談会開催
平成24年10月	第3回庁内検討委員会開催
平成24年11月	パブリックコメント実施
平成24年12月～平成25年3月	パブリックコメント意見集約・反映・公表 市議会での審議 条例制定・改正
平成25年4月1日（予定）	条例施行

4. 担当

北広島市建設部都市整備課（内線748）